

MIKAMI DENTAL CLINIC

date - 2016-8-4

歯科外来診療環境体制について

こんにちは、副院長の三上大輔です。札幌の短い夏が始まっています🍉
先日子供と石狩に海水浴に行ってきましたが、海水の温度は非常に冷たく、
震えあがりながら休息のひとつきを満喫しました🏊

さて当院では7月より「歯科外来診療環境体制加算施設」という厚生労働省の施設認定を受けました✨これにより当院が、清潔な環境、院内感染対策救急時の安全対策、安全管理などについて、国が定める基準を満たしているクリニックであるということが認められました🏢

患者さまにとってより安全で安心できる歯科外来診療の環境の整備をはかる取り組みに対する評価です。

当院ではこれからも安全・安心な診療環境を作るために努めて参りますのでどうぞよろしくお願いたします。



口腔外バキューム



Class B 滅菌器



AED等の緊急蘇生設備

厚生労働省が示す施設基準は以下のとおりです

- 1 所定の研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること
- 2 歯科衛生士が1名以上配置されていること
- 3 緊急時の初期対応が可能な医療機器（AED、酸素ボンベ及び酸素マスク、血圧計、パルスオキシメーター）を設置していること
- 4 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること
- 5 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な感染症対策を講じていること
- 6 感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること
- 7 歯科ユニット毎に歯牙の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸収できるよう、歯科用吸引装置等を設置していること
- 8 歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること

